

平成 27 年 9 月定例会（平成 27 年 9 月 30 日）

## 越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

# 越谷・松伏水道企業団議会会議録

## 目 次

招集告示 .....	1
応招・不応招議員 .....	2

## 議 事

9月30日(水)	○開 会 .....	5
	○開 議 .....	5
	○諸般の報告 .....	5
	○会議録署名議員の指名 .....	6
	○会期の決定 .....	7
	○企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明 .....	7
	○企業団行政に対する一般質問 .....	13
	○企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決 .....	13
	○企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決 .....	16
	○企業長提出第5号議案の質疑 .....	17
	○決算特別委員会の設置及び付託 .....	17
	○決算特別委員の選任 .....	17
	○諸般の報告 .....	18
	○議事日程の追加 .....	18
	○委員会提出議案の上程及び提案理由の説明 .....	18
	○委員会提出第1号議案の質疑、討論、採決 .....	19
	○諸般の報告 .....	20
	○議事日程の追加 .....	20
	○第5号議案の決算特別委員会継続審査 .....	21
	○特定事件の議会運営委員会付託 .....	21
	○閉 議 .....	21
	○企業長の挨拶 .....	21
	○閉 会 .....	22
署名議員 .....		23

参考資料

企業長提出議案の処理結果 .....	2 5
委員会提出議案の処理結果 .....	2 5

水企告示第22号

平成27年9月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年9月18日

越谷・松伏水道企業団  
企業長 福 岡 章

1 期 日 平成27年9月30日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成27年9月定例会 会期9月30日 1日間

応招議員 15名

1番	橋 詰 昌 児	議員	2番	山 田 大 助	議員
3番	長 谷 川 真 也	議員	4番	山 崎 善 弘	議員
5番	瀬 賀 恭 子	議員	6番	服 部 正 一	議員
7番	小 林 豊 代 子	議員	8番	松 田 典 子	議員
9番	菊 地 貴 光	議員	10番	佐 藤 永 子	議員
11番	岡 野 英 美	議員	12番	島 田 玲 子	議員
13番	伊 藤 治	議員	14番	後 藤 孝 江	議員
15番	松 島 孝 夫	議員			

不応招議員 なし

## 9月定例会 第1日

平成27年9月30日（水曜日）

### 議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明
- 7 企業団行政に対する一般質問
- 8 企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決
- 9 企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決
- 10 企業長提出第5号議案の質疑
- 11 決算特別委員会の設置及び付託
- 12 決算特別委員の選任
- 13 諸般の報告
- 14 委員会提出議案の上程及び提案理由の説明
- 15 委員会提出第1号議案の質疑、討論、採決
- 16 諸般の報告
- 17 第5号議案の決算特別委員会継続審査
- 18 特定事件の議会運営委員会付託
- 19 閉 議
- 20 閉 会

(開議 午前10時17分)

出席議員 15名

1番	橋	詰	昌	児	議員	2番	山	田	大	助	議員	
3番	長	谷	川	真	也	議員	4番	山	崎	大	弘	議員
5番	瀬	賀	恭	子	議員	6番	服	部	正	一	議員	
7番	小	林	豊	代	子	議員	8番	松	田	典	子	議員
9番	菊	地	貴	光	議員	10番	佐	藤	永	子	議員	
11番	岡	野	英	美	議員	12番	島	田	玲	子	議員	
13番	伊	藤		治	議員	14番	後	藤	孝	江	議員	
15番	松	島	孝	夫	議員							

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

福	岡		章	企	業	長
清	水	秀	樹	局		長
石	垣	利	一	次	長	兼
				配	水	管
				理	課	長
小	川	泰	弘	総	務	課
野	呂	一	穂	お	客	さ
				ま	課	長
大	徳	昭	人	施	設	課
石	坂	正	幸	長		
				配	水	管
				理	課	主
				幹		

参与として出席した者の職氏名

高	橋		努	越	谷	市	長
会	田	重	雄	松	伏	町	長

書 記

筋		雄	司	総	務	課	長	兼
				副	課	長		
				庶	務	係		
後	藤	路	子	総	務	課	係	査
				庶	主			
茂	呂	彩	花	総	務	課	係	事
				庶	主			

10時17分 開 会

◎開会の宣告

- （橋詰昌児議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。  
ただいまから平成27年9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （橋詰昌児議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （橋詰昌児議長） この際、諸般の報告をいたします。

△平成26年度水道事業会計継続費精算報告

- （橋詰昌児議長） 企業長から平成26年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計継続費精算報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△平成26年度資金不足比率の報告

- （橋詰昌児議長） 次に、企業長から平成26年度資金不足比率報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△業務概況の報告

- （橋詰昌児議長） 次に、平成27年4月から平成27年7月までの業務概況報告を参考までにお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （橋詰昌児議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （橋詰昌児議長） 次に、説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （橋詰昌児議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

総務課副課長に朗読させます。

〔総務課副課長朗読〕

○（**筋 雄司**総務課副課長） 朗読いたします。

水企総第509号

平成27年9月18日

越谷・松伏水道企業団議会  
議長 橋 詰 昌 児 様

越谷・松伏水道企業団  
企業長 福岡 章

平成27年9月定例会に付議する議案の送付について

標記について、9月30日招集に係る平成27年9月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

#### 議 案 目 録

- 1、越谷・松伏水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
  - 1、越谷・松伏水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 1、平成26年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計の未処分利益剰余金処分及び決算認定について
- 以上でございます。

#### △特定事件の審査結果の報告

○（**橋詰昌児議長**） 次に、去る6月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○（**橋詰昌児議長**） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から13番伊藤治議員、14番後藤孝江議員、15番松島孝夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （橋詰昌児議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （橋詰昌児議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明

- （橋詰昌児議長） 次に、企業長提出第3号議案ないし第5号議案の3件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

福岡章企業長、登壇して説明願います。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） おはようございます。本日、9月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会には、「越谷・松伏水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」を初め、3件の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき、順次ご説明させていただきます。

まず、第3号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、特定個人情報等について定義するとともに、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置として、保有特定個人情報の目的外利用の制限及び特定個人情報の提供の制限について定めるものでございます。

また、保有特定個人情報に対する本人参加の権利を保障するため、保有特定個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止の請求について定めるとともに、保有特定個人情報の開示の請求をすることができる者として、本人のほか、法定代理人及び本人の委任による代理人を定めるものでございます。

なお、本条例は、個人番号の指定及び通知に関する規定等が施行される平成27年10月5日から施行してまいります。

次に、第4号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員等共済組合法等の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、被用者年金制度の改革に伴い、地方公務員等共済組合法等における年金給付が厚生年金保険法に規定する年金給付に一元化されるため、障害共済年金及び遺族共済年金に係る規定を削るものでございます。

なお、本条例は平成27年10月1日から施行してまいります。

次に、第5号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、地方公営企業会計制度の見直しに伴う移行処理により発生した平成26年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるとともに、平成26年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計の決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。未処分利益剰余金処分と決算認定は関連する一連のものであることから、一議案としてあわせてご提案させていただくものでございます。

まず、未処分利益剰余金の処分でございますが、決算書12ページの平成26年度越谷・松伏水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんいただきたいと存じます。

この未処分利益剰余金は、会計制度の見直しに伴う移行処理により生じたもので、補助金等により取得した固定資産における減価償却の特例措置である「みなし償却制度」が廃止されたこと、及び減債積立金を使用して企業債を償還した場合等に、その使用した額に相当する額を資本金へ組み入れる「組入資本金制度」が廃止されたことにより発生した、現金の裏づけを伴わない剰余金でございます。

処分内容につきましては、この利益剰余金が現金の裏づけのあるものではなく、また、補助金や企業債等で取得した水道事業の安定的運営に極めて重要な資産であることから、剰余金処分計算書（案）の「議会の議決による処分額」にありますとおり、未処分利益剰余金114億5,039万3,993円を資本金に組み入れるものでございます。

次に、水道事業会計決算でございますが、平成26年度につきましては、「水道事業基本計画」に基づき、事業の推進を図ってまいりました。計画の基本方針に沿って、その主な事業について申し上げます。

まず、第1の柱である「安全な水の安定給水をめざして」では、基幹施設及び配水管の更新と耐震化を推進するとともに、施設の適切な維持管理と水質管理の徹底に努めました。

平成24年度から3カ年の継続費で実施してきた築比地浄水場耐震補強及び設備整備工事、中央管理室監視制御設備工事が本年3月をもって竣工しました。これにより、主に松伏町や越谷市北部及

び東部地域に当企業団総配水量の約4割を供給する基幹施設である築比地浄水場が耐震化されるとともに、老朽化した設備が一新され、強靱で信頼性の高い施設となりました。

また、5カ所の浄・配水場を集中管理する中央管理室の監視制御設備を最新の機器へと更新したことにより、迅速で正確な情報の収集が可能となり、集中管理機能の向上が図られました。

配水管の更新と耐震化につきましては、老朽化した配水管を耐震性を有する配水管へと布設替えし、年度末における管路の耐震化率は45.0%となりました。

配水管の維持管理については、水資源の損失を防止するため、越谷市南東部地域における漏水調査と、その結果に基づく速やかな修繕を行いました。

水質管理については、越谷・松伏水道企業団水質検査計画に基づき各種検査を実施いたしました。水道水中の放射性物質の検査につきましては継続実施しておりますが、基準値を超える放射性物質は一度も検出されておられません。

第2の柱である「給水サービスの向上をめざして」では、お客様のご要望を的確に把握し、サービスの充実に努めました。

濁水発生を抑制するため、配水管洗浄区域を拡大するとともに、給水不良発生の防止や道路内にふくそうする給水管の解消に向け、特定配水管布設工事を実施しました。

お客様の水道事業に対する信頼と理解を深めるため、北部配水場を会場に水道フェアを実施し、施設を見学していただくとともに、各種イベントや出前講座、広報紙「水道だより」の発行等を通して、水道事業の大切さなどについて積極的なPR活動に努めました。

第3の柱である「持続可能な水道事業経営をめざして」では、収益の確保と経費の縮減を図るとともに、会計制度の見直しに伴う財務状況の的確な把握などにより、経営基盤の強化に努めました。

水道料金の収納率向上に向け、未納者への早期訪問・催告、悪質な場合の給水停止措置などを講じ、未収金対策を進めるとともに、口座振替制への切り替え等PRを行い、収入確保に努めてまいりました。

また、水需要に応じた適正な施設規模で水道事業を運営するため、アセットマネジメント手法を用いた「水道施設総合管理計画」を策定しました。この計画を次期「水道事業基本計画」に反映させてまいります。

さらに、環境への配慮として、北部配水場の太陽光発電設備や西部配水場の小水力発電設備を活用し、温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、動力費の削減に努めました。

次に、平成26年度の業務概況について申し上げます。年間総配水量は3,800万304立方メートルで、前年度に対し63万5,322立方メートル、率にして1.64%の減少となりました。年度前半に消費税率引上げの影響が見られたものの、年度後半には景気が回復基調となり、給水区域内人口が増加したにもかかわらず、水需要が減少するという事は、まさに環境に配慮した節水意識の高揚、節水型機器の普及がさらに進展していると言わざるを得ません。

収益的収入については、給水収益が減少したものの、会計制度の見直しに伴う長期前受金戻入の計上などにより、前年度に対し消費税込みで7億5,975万1,621円の増加となりました。

一方、収益的支出については、同じく会計制度の見直しに伴う引当金や減価償却費の計上のほか、築比地浄水場や中央管理室の設備更新に伴う資産減耗費などの増加によって、前年度に対し消費税込みで5億5,970万5,564円の増加となりました。消費税抜きの損益収支では、1億8,831万4,650円増の8億9,938万3,543円の純利益となりました。

それでは、お手元の決算書に基づきましてご説明申し上げます。4ページの平成26年度越谷・松伏水道企業団水道事業決算報告書をごらんいただきたいと存じます。

なお、金額につきましては、消費税込みの額でございますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

初めに、「収益的収入及び支出」のうち収入について申し上げます。

第1款水道事業収益の決算額は、79億5,288万612円で、予算額に対して1,511万9,388円の減であり、99.81%の執行率でございます。

第1項営業収益は71億7,904万738円で、主たるものは給水収益でございます。

第2項営業外収益は7億6,933万2,460円で、受取利息及び配当金、他会計補助金、会計制度の見直しに伴い新たに計上することとなった長期前受金戻入及び雑収益でございます。

第3項特別利益は450万7,414円で、土地売却に伴う固定資産売却益及び過年度損益修正益でございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用の決算額は69億6,944万6,061円、予算額に対して不用額は3億1,855万3,939円で、執行率は95.63%でございます。

第1項営業費用は、61億9,217万5,087円で、県水受水費や料金徴収などに係る費用と減価償却費などでございます。

第2項営業外費用は6億6,574万3,002円で、企業債支払利息や消費税納付額などでございます。

第3項特別損失は1億1,152万7,972円で、会計制度の見直しに伴う前年度賞与等引当相当額や貸倒損失などでございます。

続きまして、6ページの「資本的収入及び支出」についてご説明申し上げます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入の決算額は13億8,614万7,050円で、予算額に対して2億1,614万7,050円の増であり、118.47%の執行率でございます。

第1項企業債は築比地浄水場耐震補強工事に係る借り入れで、1億2,000万円でございます。

第2項分担金は加入者分担金で、7億9,221万2,400円でございます。

第3項補助金は築比地浄水場耐震補強工事に係る国庫補助金で、544万2,000円でございます。

第4項工事負担金は、受託工事に係る負担金で、6,808万5,790円でございます。

第5項固定資産売却代金は投資有価証券売却代金等で、4億40万6,860円でございます。

次に、支出でございますが第1款資本的支出の決算額は38億8,017万3,973円、予算額に対して不用額は3億7,750万5,027円で、執行率は91.13%でございます。

第1項建設改良費は23億5,236万1,800円で、老朽管布設替工事や築比地浄水場耐震補強関連事業などでございます。

第2項企業債償還金は11億2,948万1,173円でございます。

第3項投資につきましては、国債など投資有価証券の購入費3億9,833万1,000円でございます。

第4項国庫補助返還金は、平成26年度における支出はございませんでした。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額24億9,402万6,923円は、減債積立金7億1,106万8,893円、過年度損益勘定留保資金17億495万3,688円及び当年度消費税資本的収支調整額7,800万4,342円で補填いたしました。

続きまして、8ページの損益計算書についてご説明申し上げます。損益計算書については、消費税抜きの金額でございます。

なお、詳細につきましては、43ページ以降の平成26年度収益費用明細書をあわせてご参照いただきたいと存じます。

初めに、「1営業収益」の(1)給水収益につきましては、64億1,969万3,609円で、前年度に比べ1.82%の減少となりました。

(2)その他営業収益は2億5,863万5,050円で、公共下水道使用料徴収事務費負担金などでございます。

これら営業収益の合計は66億7,832万8,659円となり、前年度に比べ1億2,933万519円、率にして1.90%の減少でございます。

次に、「2営業費用」でございますが、(1)原水及び浄水費は25億8,858万905円で、県水受水費が主なものでございます。

(2)配水及び給水費は4億5,158万3,914円で、漏水に係る調査・修繕や配水管洗浄などの委託料が主なものでございます。

(3)業務費は4億7,624万2,743円で、使用水量の検針や量水器検満交換、水道料金システム等委託料などが主なものでございます。

(4)総係費は3億7,999万1,652円で、総務関係職員の人件費や企業会計システム等の委託料などが主なものでございます。

(5)減価償却費は配水管などの構築物や浄・配水場の機械及び装置などに係るもので、18億6,297万1,402円でございますが、会計制度の見直しに伴い、みなし償却制度が廃止され、補助金等で取得した資産についても全てが減価償却の対象となったことから増加となりました。

(6)資産減耗費は配水管などの構築物や量水器などの固定資産に係る除却費用で、1億9,046万6,283円でございますが、築比地浄水場の電気・機械設備及び中央管理室の監視制御装置の更新に

に伴い増加となりました。

以上、営業費用の合計は59億4,983万6,899円となり、前年度に比べ3億5,891万1,347円、率にして6.42%の増加でございます。

これによりまして、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は7億2,849万1,760円となりました。

次に、「3 営業外収益」でございますが、(1) 受取利息及び配当金2,893万8,751円につきましては、預金及び有価証券の受取利息でございます。

(2) 他会計補助金557万6,000円は、職員への児童手当支給に係る構成市・町からの負担金でございます。

(3) 長期前受金戻入7億1,562万6,647円は、会計制度の見直しに伴い、補助金等により取得した固定資産の減価償却を行う際に、減価償却見合い分を収益化したものでございます。

(4) 雑収益1,852万7,805円は、不納欠損処理後に納入された過年度水道料金や土地・建物等に係る使用料などでございます。

以上、営業外収益の合計は7億6,866万9,203円となり、会計制度の見直しによる影響もあり、前年度に比べ7億2,284万7,080円、率にして1,577.51%の増加でございます。

次に、「4 営業外費用」の(1) 支払利息及び企業債取扱諸費4億9,103万536円につきましては、企業債の償還に係る支払利息でございます。

(2) 雑支出91万1,898円は、災害用備蓄材料費でございます。

以上、営業外費用の合計は4億9,194万2,434円となり、前年度に比べ3,316万3,815円、率にして6.32%の減少でございます。

これらにより、経常利益は10億521万8,529円となりました。

次に、「5 特別利益」の(1) 固定資産売却益314万6,852円につきましては、越谷市が施工する緑の森公園取付道路拡幅事業に協力すべく、越谷浄水場跡地の一部を売却したものでございます。

(2) 過年度損益修正益129万5,774円は、消滅時効が成立した還付金でございます。

次に、「6 特別損失」の(1) 過年度損益修正損78万9,455円は、過年度水道料金の過誤納還付分などでございます。

(2) その他特別損失1億948万8,157円は、会計制度の見直しに伴い計上するもので、前年度賞与等引当相当額や前年度企業債未払利息などでございます。

よって、経常利益に特別利益を加えたものから、特別損失を差し引いた額8億9,938万3,543円が当年度純利益となりました。

前年度繰越利益剰余金はございませんが、「その他未処分利益剰余金変動額」として、本議案の最初にご説明申し上げた会計制度の見直しに伴う移行処理により生じた未処分利益剰余金114億5,039万3,993円を新たに計上したことから、当年度未処分利益剰余金は123億4,977万7,536円とな

りました。

なお、12ページの剰余金処分計算書（案）に記載のとおり、114億5,039万3,993円を資本金に組み入れるほか、当年度純利益分8億9,938万3,543円を越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例第4条の規定に基づき、企業債の償還に充てるための減債積立金へ積み立てさせていただきます。

そのほか、決算附属書類として、現金の動きをあらわす財務諸表であるキャッシュ・フロー計算書を42ページに、また収益費用明細書にあわせて、新たに資本的収支明細書を51ページから53ページにわたって掲載しております。

以上、今回ご提案申し上げました議案につきましてご説明申し上げましたが、十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

#### ◎休憩の宣告

- （橋詰昌児議長） この際、暫時休憩いたします。

10時47分 休憩

11時04分 再開

#### ◎開議の宣告

- （橋詰昌児議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎企業団行政に対する一般質問

- （橋詰昌児議長） これより企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

#### ◎企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決

- （橋詰昌児議長） 次に、企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決を行います。

第3号議案「越谷・松伏水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、山田大助議員。

- 2番（山田大助議員） 3号議案について4点質疑をさせていただきます。関連する中身になっているとは思いますが、一応4つに分けて質疑をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、水道企業団としての番号収集の対象範囲はどのようになるでしょうか。企業団職員は対象になると思っておりますが、事業に関連しそうなところで考えますと、利用者、水道工事あるい

は配管の事業者さんはどのように考えていくのか、まず1点目お示してください。

2点目は、今回の議案はリスクやデメリット、情報漏えい等に対する対処というような中身を含んでいると思いますけれども、リスクやデメリットだけではない、メリットと比較をする必要があると思います。この番号制度導入で水道利用者へのメリットはどのように考えているのでしょうか。

3点目は、情報管理、そもそも漏えい防止をするという部分で企業団としての漏えい防止の手だてをお示してください。

それから、4点目は、先ほども言ったように、水道工事業者、配管等の事業者の中で特に小零細企業ではこの番号制度そのものの理解がなかなか進んでいなかったり、あるいは制度が始まることは知っていても、対策がおくれているという状況があると把握をしております。例えば管工事組合等で講習会なども恐らく行っているのだろうと推測しますが、企業団としてそこに対して、当面はまず広報などで周知することから始まると思いますけれども、さらに進んで、それ以上の何か支援も含めて、そういった部分への対策はどのようにお考えか、以上4点をお願いいたします。

○（橋詰昌児議長） 企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） それでは、ただいまの山田議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、なぜ当企業団の条例を改正するのかということをご説明したいと思います。ご案内のとおり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」、社会一般的には、社会保障税番号とか、マイナンバーとか、いろいろ言われ方をしますが、この「番号法」においては、特定個人情報について一般法よりもさらに厳格な個人情報保護措置を講じており、「番号法」第31条におきまして、地方公共団体は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、それから「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法」の規定により講ずることとされている措置の趣旨というものを、こういったものを踏まえまして、保有する特定個人情報の厳正な取り扱いが確保され、当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、さらには利用の停止、消去、提供の停止というものを実施するために、必要な措置を講ずるものとされております。個人情報の保護に関する規定というのは地方公共団体に対しても適用されることとなりますが、第29条及び第30条において、行政機関情報保護法等の読みかえとして規定されているものについては、当然に条例に適用されるものでないため、その趣旨を踏まえまして、この「番号法」の第31条の規定に基づいて当水道企業団も同様の適用を図るため、条例の改正を行うこととさせていただきます。

ご質問の番号収集の対象者、さらには利用者にとってのメリット、情報管理の考え方、それともう一つ、中小零細企業の方々への説明とか支援はどうするのだと、こういった個別の事項に対しましては総務課長よりご答弁をさせていただきます。

○（橋詰昌児議長） 次に、総務課長。

[小川泰弘総務課長登壇]

○（小川泰弘総務課長） ただいまの山田議員さんの4つの質問について順次お答えさせていただきます。

まず、水道事業における番号収集の対象者ということでございますが、基本的には水道企業団は一般の企業と一緒に扱いということになりますので、職員と、また、議員の皆様など報酬とかをお支払いしている方々が対象ということで、水道利用者や工事とかそういった事業者について個人番号を集めることはございません。

2点目の水道利用者のメリットということでございますが、現状では「番号法」につきましては、社会保障関係、税務関係、あとは災害対策ということに限られておまして、水道事業については現状の法令の中では対象となっておりますので、現時点においては水道利用者に対してのメリットもないと考えております。

3点目の情報管理の手だてということでございますけれども、「番号法」の第12条で、個人番号の漏えいや滅失、毀損の防止など個人番号の適切な管理をするために必要な安全管理措置を講じることが義務づけられております。安全管理措置につきましては、特定個人情報保護委員会からガイドラインが示されており、基本方針の策定を初め、特定個人情報を取り扱う人の制限や明確化、職員の教育といった組織的・人的措置、また特定個人情報が記載された書類の保存や廃棄の方法など物理的・技術的な措置、そういったものを定めるということが求められております。当企業団における安全管理措置につきましては、現在検討中ございまして、法令の施行は10月5日ということになりますが、実際に特定個人情報の取り扱いを始めるのは、税関係の扶養控除等申告書の収集になろうと思っておりますので、構成団体とも連携を図りながら、それまでには適切な安全管理措置を講じまして、決して情報漏えいのないよう、しっかりと準備を進めてまいりたいと存じます。

4点目の零細企業等の支援ということでございますが、基本的には、先ほど申し上げたとおり、当企業団は一般企業と同じ扱いということでございますので、特段、管工事組合とか、そういったところに対して研修なりを行うということは考えておりません。

また、住民への周知、広報等につきましても、同じく一般企業と同じ扱いということになりますので、現状では特段そういった支援ということは考えておりません。

以上でございます。

○（橋詰昌児議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（橋詰昌児議長） 以上で山田議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（橋詰昌児議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （橋詰昌児議長） この際、暫時休憩いたします。

11時13分 休憩

11時14分 再開

◎開議の宣告

- （橋詰昌児議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告がありますので、討論を行います。

2番、山田大助議員、登壇して発言願います。

〔2番 山田大助議員登壇〕

- 2番（山田大助議員） 第3号議案に反対の立場から討論をいたします。

そもそも番号制度全体の設計として、メリットに比較してリスクやデメリットが大きいのではないかと印象が強く、またそのリスクやデメリットへの対応については、企業団の対応も含めて不十分である懸念がどうしても拭えません。したがって、中止、延期等を求める立場から、今回の制度導入を前提とした議案には反対いたします。

- （橋詰昌児議長） 以上で討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- （橋詰昌児議長） 挙手は多数であります。

したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決

- （橋詰昌児議長） 次に、企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決を行います。

第4号議案「越谷・松伏水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （橋詰昌児議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （橋詰昌児議長） この際、暫時休憩いたします。

11時17分 休憩

11時17分 再開

◎開議の宣告

- （橋詰昌児議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （橋詰昌児議長） 挙手は全員であります。

したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第5号議案の質疑

- （橋詰昌児議長） 次に、企業長提出第5号議案の質疑を行います。

第5号議案「平成26年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計の未処分利益剰余金処分及び決算認定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （橋詰昌児議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置及び付託

- （橋詰昌児議長） お諮りいたします。

第5号議案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （橋詰昌児議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第5号議案については11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎決算特別委員の選任

- （橋詰昌児議長） 続いて、ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任を行います。

決算特別委員の選任については、越谷・松伏水道企業団議会委員会条例第6条の規定により、

2番 山田大助 議員	3番 長谷川真也 議員
4番 山崎善弘 議員	5番 瀬賀恭子 議員
6番 服部正一 議員	7番 小林豊代子 議員
8番 松田典子 議員	9番 菊地貴光 議員
11番 岡野英美 議員	13番 伊藤治 議員
15番 松島孝夫 議員	

以上、11人を指名いたします。

#### ◎諸般の報告

- （橋詰昌児議長） この際、諸般の報告をいたします。

#### △委員会提出議案の報告

- （橋詰昌児議長） 委員会提出議案が1件提出されましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎議事日程の追加

- （橋詰昌児議長） お諮りいたします。

島田玲子議会運営委員長から委員会提出第1号議案が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （橋詰昌児議長） ご異議なしと認めます。

したがって、この際、委員会提出第1号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

#### ◎委員会提出議案の上程及び提案理由の説明

- （橋詰昌児議長） これより、委員会提出第1号議案を議題といたします。

提出者、島田玲子議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

島田玲子議会運営委員長、登壇して説明願います。

〔島田玲子議会運営委員長登壇〕

- （島田玲子議会運営委員長） 議長の許可をいただきましたので、委員会提出第1号議案について提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議への欠席に関する規定の一部

を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、本会議及び委員会への欠席に、出産のため出席できない場合を追加するものでございます。

なお、本規則は公布の日から施行してまいります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ議員皆様方のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎休憩の宣告

- （橋詰昌児議長） この際、暫時休憩いたします。

11時21分 休憩

11時21分 再開

◎開議の宣告

- （橋詰昌児議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎委員会提出第1号議案の質疑、討論、採決

- （橋詰昌児議長） 委員会提出第1号議案の質疑、討論、採決を行います。

委員会提出第1号議案「越谷・松伏水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （橋詰昌児議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （橋詰昌児議長） この際、暫時休憩いたします。

11時21分 休憩

11時21分 再開

◎開議の宣告

- （橋詰昌児議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （橋詰昌児議長） 挙手は全員であります。  
したがって、委員会提出第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

- （橋詰昌児議長） この際、暫時休憩いたします。

11時22分 休 憩

11時40分 再 開

◎開議の宣告

- （橋詰昌児議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （橋詰昌児議長） この際、諸般の報告をいたします。

△決算特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （橋詰昌児議長） 休憩中に開催されました決算特別委員会における正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に伊藤治委員が、副委員長に山崎善弘委員が互選されました。

△決算特別委員会の閉会中の継続審査申し出の報告

- （橋詰昌児議長） 次に、決算特別委員長から第5号議案について閉会中の継続審査事項とされた旨の申し出がありましたので、報告いたします。

△特定事件の付託申し出の報告

- （橋詰昌児議長） 次に、議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （橋詰昌児議長） お諮りいたします。

この際、第5号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（橋詰昌児議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第5号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎第5号議案の決算特別委員会継続審査

○（橋詰昌児議長） これより、第5号議案の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

第5号議案については、決算特別委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査事項といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（橋詰昌児議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第5号議案については決算特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項とすることに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○（橋詰昌児議長） 次に、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（橋詰昌児議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○（橋詰昌児議長） 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

○（橋詰昌児議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） 議長のお許しをいただきましたので、9月定例会が閉会されるに当たり、御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会にご提案させていただきました第3号議案及び第4号議案につきましては、慎重にご審議を賜り、原案のとおりご決定いただき、まことにありがとうございました。

また、第5号議案につきましては、閉会中の継続審査事項として審査を賜ることをご決定いただきましたが、何とぞ十分にご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

今日の水道事業を取り巻く環境は、水需要が減少する一方で施設の更新需要が増加するという厳しいものがございしますが、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、私を初め職員が一丸となり、水道事業の運営に邁進してまいりますので、議員の皆様には今後とも限りないご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### ◎閉会の宣告

- （橋詰昌児議長） これをもちまして、平成27年9月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 橋 詰 昌 児

議 員 伊 藤 治

議 員 後 藤 孝 江

議 員 松 島 孝 夫

◎ 企業長提出議案の処理結果

- 第 3 号議案 越谷・松伏水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第 4 号議案 越谷・松伏水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第 5 号議案 平成 26 年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計の未処分利益剰余金処分及び決算認定について  
(継続審査)

◎ 委員会提出議案の処理結果

- 委第 1 号議案 越谷・松伏水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則制定について  
(原案可決)